|  |  |
| --- | --- |
| **添付書類** | **確認欄** |
| **１　地元医師会との調整内容について記載した書類（郡市医師会の意見書）** | ☐ |
| **２　法人登記簿及び定款又は寄附行為（開設者が法人の場合）**  **履歴書（開設者が個人の場合）** | ☐ |
| **３　建物配置図（敷地内における建物配置を示した図）** | ☐ |
| ４**建物平面図（縮尺100分の１～200分の１程度）**  　　・各室の用途、面積、病床数及び廊下の幅を明示すること。  　　・既存建物の構造概要に変更が生じる場合は、新旧の平面図を添付するとともに、変更部分を青線で囲んで明示すること。  　　・療養病床に係る病室及び施設（機能訓練室等）について、赤線で囲んで明示すること。 | ☐ |
| **５　病室一覧表**  　　・別紙１「病床数及び各病室の病床数」に記載しきれない場合には、別途一覧表を添付すること。  　　・増築部分に係る病室については、その旨記載すること。 | ☐ |
| **６　職員名簿（別添例参照）及び勤務確約書**  　　・職員名簿は職員全員（採用予定者を含む。）について作成するものとし、氏名、生年月日、職種、免許登録年月日及び登録番号（医療関係職種のみ）、常勤・非常勤の別 並びに常勤換算割合（非常勤の場合）等を記載すること。  ・勤務確約書は勤務する時期も記載されたものとし、採用予定者について提出すること。なお、申出時に提出できない場合は、具体的な採用計画書及び派遣元の派遣に関する確約書に代えることができる。 | ☐ |
| **７　療養病床を担当する看護師、准看護師、看護補助者の勤務表及び勤務計画表**  ただし、療養病床を有しない場合は、不要とする。 | ☐ |
| **８　その他参考となる書類（該当する場合）**  ・土地に係る関係機関の許可書の写し  　　・土地建物や物品購入に係る契約書又は見積書の写し  ・既に開設している病院等がある場合、直近の決算書 | ☐ |
| **９　医療法第７条第３項の規定による厚生労働省令に定める場合への該当の申立に係る資料**  **（１）居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所を選択の場合**  　厚生局へ提出した在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書の写し。ただし、特例適用後に届出書の提出を行う場合は、当該施設基準の整備及び当該届出書の提出を行う旨の確約書（任意様式）並びに提出予定の届出書の写しを添付すること。  **（２）へき地に設置される診療所を選択の場合**  　診療所の所在地の市町村長（市町村間の移転を伴う場合は、移転元・移転先に係る両市町村長）の意見書（別添例参照）  **（３）小児医療の推進に必要な診療所を選択の場合**  ・配置する標榜診療科に関する専門医の認定を証する書類。ただし、専門医に準じる医師の配置をもって専門医の配置に代える場合は、当該医師が専門医に準じるものであることを疎明する資料  ・新規開設の場合は、本申出書に記載の診療科名を標榜することの確約書（任意様式）  **（４）周産期医療の推進に必要な診療所を選択の場合**  ・　配置する産婦人科に関する専門医の認定を証する書類。ただし、専門医に準じる医師の配置をもって専門医の配置に代える場合は、当該医師が専門医に準じるものであることを疎明する資料  ・　新規開設の場合は、本申出書に記載の診療科名を標榜することの確約書（任意様式）  ・　特定適用後に分娩の取扱いを開始する場合は、その旨の確約書（任意様式）  **（５）救急医療の推進に必要な診療所を選択の場合**  県に提出した救急診療所に関する申出書の写し。ただし、特例適用後に救急診療所に関する申出を行う場合は、当該申出の認定要件に係る人員体制及び機器の整備、当該申出を行う旨の確約書（任意様式）並びに提出予定の申出書の写しを添付すること。  **（６）その他**  　その他、地域にとって良質かつ適切な医療を提供ために必要な診療所ことに関して参考となる資料があれば、任意に提出してください。 | ☐ |